

令和 4 年 7 月

第 26 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 中村 浩幸

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 任	係
令和 4 年 8 月 9 日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

# 第26回川口市農業委員会会議議事録

## 1 川口市農業委員会告示第4号

下記について付議するため、7月27日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎6階602・603中会議室に、第26回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会  
会長 松澤正久

### 記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

## 2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
8番 加藤 吉江	9番 小櫃 敏文	10番 中山 正二	

## 3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

## 4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一  
書記 西村 裕介

## 5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

## 6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、5番 中村 浩幸委員を指名した。

## 7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

## 8 議案の上程

### (1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

### (2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、安行領根岸のかたから、安行領根岸のSHIRAHATA株式会社へ所有権を移転し、資材置場及び駐車場に転用する議案です。詳細については、事務局から説明をお願いいたします。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、グリーンセンターから西に150mほどの所に位置する2筆、計1,036㎡でございます。

譲受人は、平成27年に設立し、1都3県を中心に解体工事業を営んでおります。

現在、賃借している資材置場及び駐車場は、令和4年2月で契約期間が満了していることから、貸主から早急な明渡しを求められており、近隣で長期的に使用できる交通アクセスのよい事業用地を探していたところ、申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ500m以内に神根支所があるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、資材置場及び駐車場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、明渡しを求められていることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があり、また、見沼代用水土地改良区が所有する前面通路の通行についても、特に支障はないとのことでありました。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、設置する資材量及び駐車する車両台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため、該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置場及び駐車場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界にはコンクリートブロック及び鋼板を新設するほか、既存の鋼板等を残し、周辺に影響ないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当

しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地の視察に行つて参りました。

ただいま、事務局の説明がございましたが、そのとおりでございましたので、ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」

- 5) 議長は第1号議案について諮つたところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

- 1) 議長は第2号議案No.1を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、植木を栽培し専業農家を営んでいた、赤井のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願ひます。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、川口特別支援学校から東に150mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接する1筆、519㎡でございます。

買取事由発生人は、15歳の頃から年間200日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和4年3月3日に前立腺癌を患い入院するようになってからは、農業に従事することができなくなりました。

申請人の世帯では、申請地を含む1,342㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人1人でツツジ、ウメ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、現地確認をみどり課の職員と農地係の職員と行つて参りました。

ただいま、事務局が申し上げたとおりでございます。特に問題ございませんので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」

- 5) 議長は第2号議案No.1について諮つたところ、全員異議なく認定と決定した。

- 6) 議長は第2号議案No.2を上程し、説明を求めた。

- 7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、植木を栽培し兼業農家を営む、安行原のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願ひます。」

- 8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、慈林小学校から南東に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南に400mほどの所に位置した1筆、1,439㎡でございます。

買取事由発生人は、18歳の頃から年間200日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和4年2月19日に84歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む5,289.90㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、その妻、子2人の計5人で、ユズ、ミカン、モミジ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」

- 9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「私も申請人のお話を伺い、現地の確認もして参りました。

事務局からの説明のとおりですので、ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」

- 10) 議長は第2号議案No.2について諮つたところ、全員異議なく認定と決定した。

- 11) 議長は第2号議案No.3を上程し、説明を求めた。

- 12) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.3は、植木を栽培し兼業農家を営む、戸塚4丁目のかたからの申請です。詳細について

- は、事務局から説明願います。」
- 13) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。  
「申請人の自宅は、戸塚南小学校から北に 300mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に 300mほどの所に位置した 2 画地、同じく 500mほどの所に位置した 2 筆及び北東に 1,200mほどの所に位置した 2 筆、計 2 画地 4 筆、2,112 m<sup>2</sup>でございます。  
買取事由発生人は、15 歳の頃から年間 300 日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和 4 年 2 月 10 日に 85 歳でお亡くなりになりました。  
買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む 6,483.36 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、その妻の 3 人で、マツ、ヒバ、オリーブ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。  
以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願います。」
- 14) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。  
「先日、事務局のかたとみどり課のかたと一緒に現地を確認してきました。  
別に問題ありませんでした。詳細については、事務局からの説明のとおりです。ご審議の程、よろしく願います。」
- 15) 議長は第 2 号議案No.3 について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。
- 16) 議長は第 2 号議案No.4 を上程し、説明を求めた。
- 17) 地区担当委員は、次のように説明した。  
「No.4 は、植木を栽培し兼業農家を営む、木曾呂のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 18) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。  
「申請人の自宅は、木曾呂小学校から北に 100mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北に 200mほどの所に位置した 2 筆、計 754 m<sup>2</sup>でございます。  
買取事由発生人は、25 歳の頃から年間 100 日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和 3 年 4 月 9 日に 86 歳でお亡くなりになりました。  
買取事由発生人は申請人の母で、申請地を含む 1,619.00 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人の父の 2 人で、トマト、シソ、インゲン等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。  
以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願います。」
- 19) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。  
「先日、事務局とみどり課職員と現地の確認をして参りました。  
内容については、ただいまの事務局のご説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしく願います。」
- 20) 議長は第 2 号議案No.4 について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

## 9 連絡事項

- ・令和 4 年度 農地利用最適化活動活性化研修会について
- ・農地基本台帳整備に係る調査、農作物生産等実態調査及び川口の農業だよりの発送について
- ・新・農業人フェアについて

## 10 閉会

午前10時35分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第26回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和4年 7月27日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩